

諸外国の
輸入規制

東京電力福島第一原子力発電所事故による
諸外国・地域の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた55の国・地域のうち、41の国・地域で撤廃、14の国・地域で継続）。

規制措置の内容（国・地域数）		国・地域名
事故後の輸入規制を完全に撤廃（41）		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、アウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（UAE）、イスラエル、シンガポール、米国
事故後の輸入規制を継続（14）	一部都県等を対象に輸入停止（5）	香港、中国、台湾、韓国、マカオ
	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求（9）	E U、E F T A（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、英国、仏領ポリネシア、ロシア、インドネシア

注1）2021年10月10日現在。規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

注2）EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしていたが、EUが規制緩和を公表し、

2021年9月20日よりEUと英国が異なる規制措置を採用することになったため、英国を分けて計上する。

注3）タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な一部の野生動物肉を除き撤廃。

農林水産省

8.7

諸外国の輸入規制

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃されてきており、規制を設けている国・地域数は事故後の55から14まで減少しています。

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2022年3月31日